平成２３年（フ）第１０２７号
大阪府高槻市下田部町１丁目13番７号
債務者　村山　　優（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３４号
大阪市福島区海老江５丁目７番６―1104号
債務者　五十田瞳美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６１号
大阪府枚方市中宮山戸町13番５号
債務者　森本　　晃
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１６８号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目７番27号302号
債務者　玉川由理子こと田中由理子こと　薛由理子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１１号
大阪府東大阪市若江東町４丁目２番10号
債務者　小川妙由美（旧姓真鍋）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２７号
大阪市淀川区東三国５丁目13番17号　ニュー照ヶ丘マンション401号
債務者　福家雄一郎
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９５号
大阪府八尾市陽光園１丁目６番５―602号
債務者　吉田　義廣
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０７号
大阪府吹田市竹谷町14番10号
債務者　古谷好一郎
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０８号
大阪府門真市寿町12番33―104号
債務者　松隈　弘己
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４５号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目３番17号　パークマンション204号
債務者　吉岡　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８５号
大阪府守口市南寺方東通４丁目26番５―307号
債務者　戸内　孝榮
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２６号
大阪府枚方市津田元町１丁目19番10号
債務者　西村　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５７１号
大阪市中央区日本橋２丁目18番５号　フレンドリー日本橋302
債務者　菅　　美香
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５７４号
大阪府東大阪市鷹殿町11番２号
債務者　舘　　紀幸
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９０号
大阪府東大阪市上六万寺町10番37号
債務者　木村美代子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９９号
大阪市西区新町４丁目16―６　グリーンコーポ西長堀201号、住民票上の住所大阪市西区新町４丁目17番22―1403号
債務者　高見　　佳
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３１号
大阪府東大阪市本庄中１―11　ヤマニシビル401　亀山方、住民票上の住所大阪府枚方市桜丘町25番29号
債務者　廣岡真由美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部